

かごしま遊楽館・さつまいもの館取扱商品選定基準

1 趣旨

かごしま遊楽館・さつまいもの館（以下「館」という。）における取扱商品（食品に限る。以下同じ。）について、首都圏におけるかごしま県産品の知名度や評価の向上を目指したブランド化の推進に資するとともに、県産品の公正な選定を行うため、「かごしま遊楽館・さつまいもの館」における取扱商品の選定に係る実施要領」の2により、この基準を定める。

2 取扱商品の要件等

館における取扱商品は、原則として、鹿児島県内の事業者が生産又は製造加工し販売するもので、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 鹿児島県が実施または関与する認証制度（認定・指定）制度により、認証（認定・指定）されたもの。（かごしまの農林水産物認証品目，かごしまブランド品目，かごしま標章茶など）
- (2) 鹿児島県が実施または関与する食品コンクール等において入賞したもの（かごしまの新特産品コンクール食品部門，水産物品評会など）
- (3) 上記以外で、次の要件をすべて満たしていると、かごしま遊楽館・さつまいもの館取扱商品選定委員会で判断されたもの。
 - ア 製造者又は販売者が県外であった場合は、別紙の判定基準の条件を満たすこと
 - イ 品質が消費者の信頼に十分応えることができるものであること
 - ウ 原材料に県内産または国内産のものを含むこと
 - エ 商品名は、内容物または製品を的確に表現していること
 - オ 内容物を誤認させる容器の使用または過大な包装を行っていないこと
 - カ 量目が表示内容と一致していること
 - キ 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力があること
 - ク 販売価格は、製品原価および一般消費者の立場から納得のいく合理的かつ妥当なものであること
 - ケ 食品衛生法，不当景品類及び不当表示防止法，計量法，農林物資の規格化等に関する法律及び食品表示法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと

3 取扱商品の調整

- (1) 本基準の2の要件等を満たしている商品であっても、選定委員会の判断により、取扱商品とならない場合がある。
- (2) 本基準の2の要件等を満たしていない商品であっても、郷土色豊かな商品あるいは消費者からの要望が極めて強い商品で、選定委員会の了承を得たものは取り扱うことができるものとする。
- (3) 選定された取扱商品であっても、その後、選定委員会が不相当と認めた場合は、取扱いを中止するものとする。
- (4) 調整に当たっては、中小企業等協同組合法による員外利用制限に留意するものとする。

4 その他

この基準に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、選定委員会において協議の上、決定するものとする。

附則 この基準は、平成21年10月7日から施行する。

附則 この基準改正は、平成28年8月3日から施行する。

附則 この基準改正は、令和2年8月26日から施行する。